

袴田・狭山 ともに再審無罪を

狭山差別裁判

473号

主張

連載

刑事裁判の現風景

第四十九回

清水再審で警察官の職務犯罪を追及

ジャーナリスト 菅野良司

清水事件とは

清水事件年表

2・25 袴田巖さんの再審無罪を求める全国アピール

袴田事件第2次再審請求の再審開始決定に対する即時抗告の棄却を求める要請書

カラーグラフィア

万年筆は白通り発見されたのではない

下山鑑定 証拠の万年筆は被害者のものではない

川窪鑑定 証拠の万年筆は事件と無関係

万年筆はねつ造された

【書評】

『つくられた恐怖の点滴殺人事件 一守大助さんは無実だ』 阿部泰雄・山口正紀 編著

評者 磯部忠

狭山差別裁判年間総目次

454号〜472号

表紙・平口広美

30

24

23

22

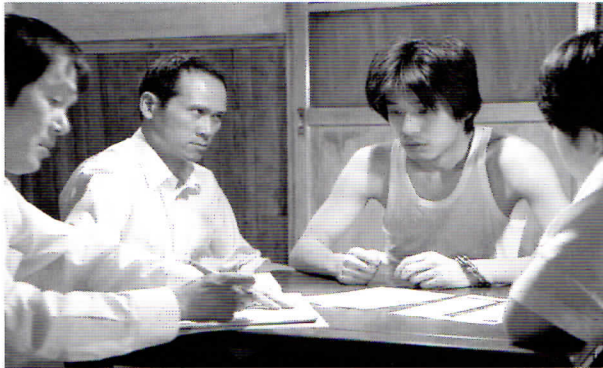
20

14

2

1

▶DVDの一場面



DVD「冤罪を作り出す『取調べ』 —狭山事件の場合」

製作：狭山事件の再審を求める市民の会

台本・演出：山際永三

時間：55分 頒価：5,000円

<問い合わせ> 部落解放同盟中央本部

狭山事件・取調べ再現DVDの活用を

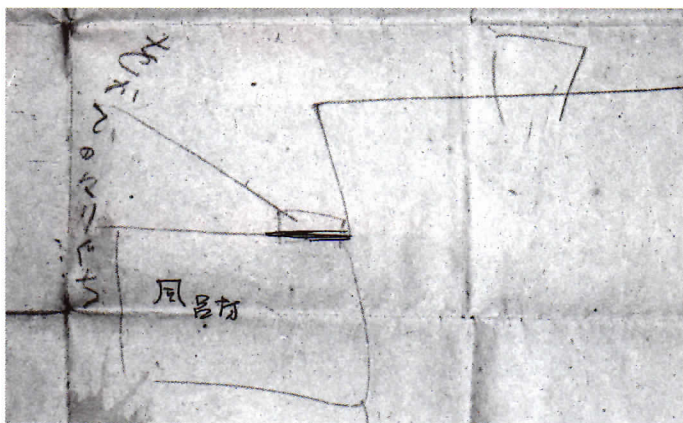
2010年に証拠開示された狭山事件の取調べ録音テープ、それを分析した浜田鑑定、脇中鑑定、再審請求補充書等をもとに石川さんの受けた取調べを再現したドラマのDVD。虚偽の自白がいかんにして作られたか―取調べテープが明らかにした石川さんの無実を映像化。解説リーフレット付で好評頒布中。上映学習会を。

警察官が図面を改ざん

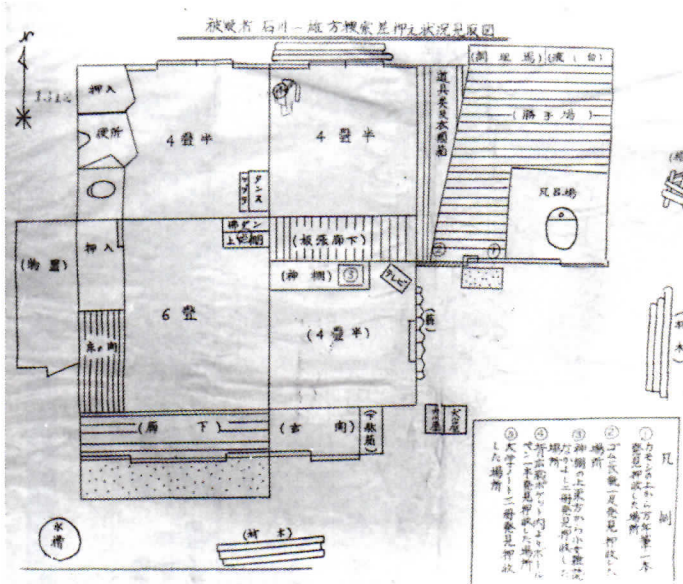
万年筆は自白通り発見されたのではない

警察官らは、石川さんが取調べで書いた図面を持って捜索に行き、お勝手入り口のカモイから万年筆を発見したと主張しています。しかし、この略図には石川さんが鉛筆で家の見取図を示す線や「をかくのいりぐち」という文字は書いていますが、万年筆を隠した場所を特定するようなことは書かれていません。お勝手の入り口にあたる場所に、ペンで複数の線を書いたのは警察官です。一方、証拠開示された取調べ録音テープで、6月24日か

ら25日の取調べで、石川さんは万年筆を置いた場所を「風呂場の入り口のカモイ」と述べていることがわかりました。つまり、石川さんが書いた図面に、警察官らが自白とは無関係に、お勝手入り口のところペンで線を書き加え、いかにも自白によって万年筆が発見されたように装ったのです。万年筆発見のもととなったという略図は警察官が改ざんしたものです。とうてい自白通り発見されたとはいえません。

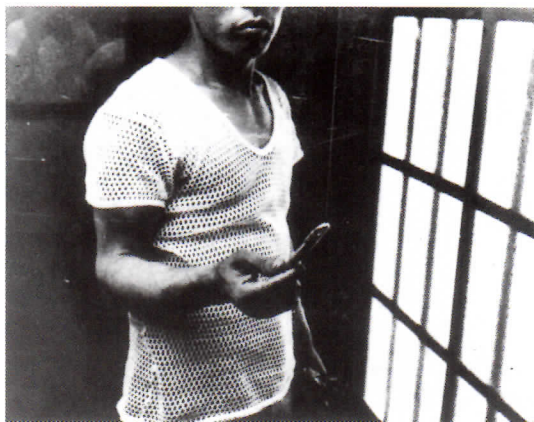


▲警察官がペンで線を引いた下には鉛筆で書かれた輪郭線しかないことが赤外線写真でもはっきりした。石川さんは万年筆の置き場所を特定するようなことは書いていない。



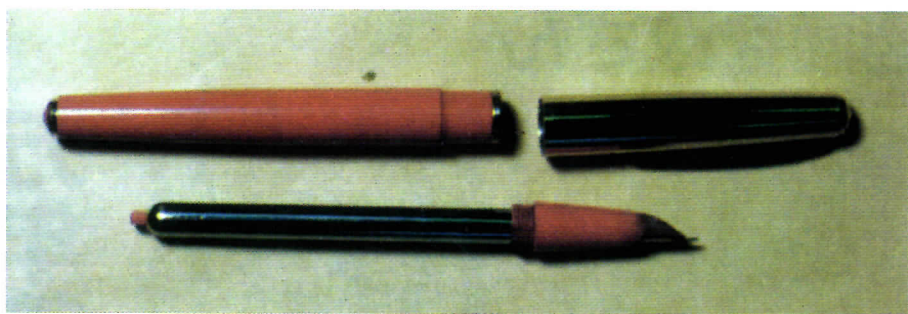
▲石川さん宅の見取図(警察の調書より)
 ①お勝手入り口のカモイ ②風呂場入り口のカモイ

(1963年6月26日)
 第3回家宅捜索



▲第3回目の捜索で万年筆が発見されたときの写真。警察は兄の六造さんに素手で万年筆をとらせている。

証拠の万年筆は被害者のものではない



▲石川さんの家から自白通り発見されたとして有罪の証拠とされた万年筆。中に入っていたインクはブルーブラックだけだった。

インクが違う

下山鑑定



▲被害者が使っていたインクびん。2014年に証拠開示された。パイロットのジェットブルーというインクだった。

狭山事件の有罪判決は、石川さんの家から自白通り、被害者の万年筆が発見されたとして、有罪の証拠としました。しかし、当時の科学警察研究所の検査結果では、発見万年筆のインクは被害者が普段使っていたジェットブルーとは異なるブルーブラックのインクでした。これまで再審を認めなかった裁判所の決定は、万年筆にブルーブラックインクが補充された可能性がある以上、被害者のものでないとはいえないとしてきました。

2016年に弁護団が提出した下山鑑定は、当時と同じインクを用いて実験をおこない、ブルーブラックインクを補充しても、元々入っていたジェットブルーインクが微量でも検出されることを確認したうえで、科警研の検査結果では、発見万年筆に被害者が使っていたジェットブルーインクがまったく検出されておらず、ブルーブラックだけしか入っていなかったと指摘しています。

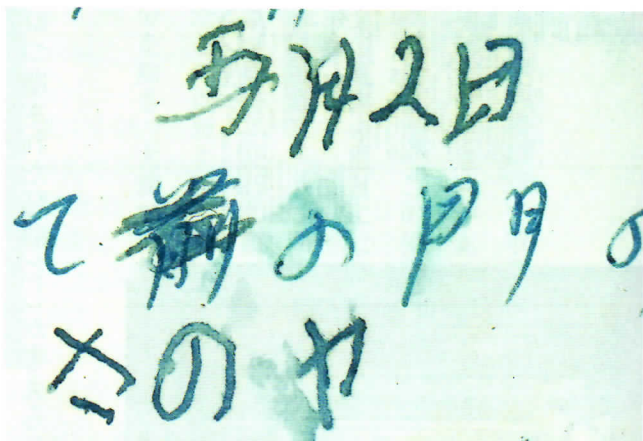
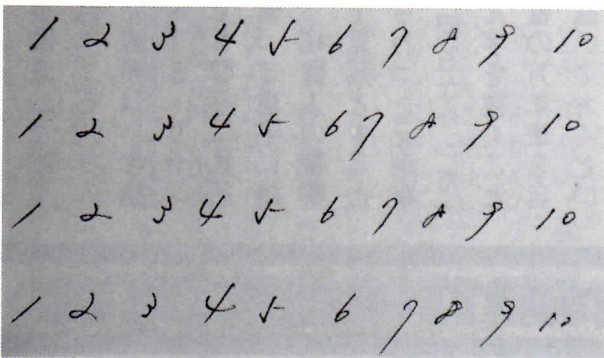
証拠の万年筆は被害者のものでないことが科学的に明らかになりました。そもそも、発見万年筆には石川さんの指紋も被害者の指紋ありませんでした。殺害後、被害者の万年筆を奪って持ち帰ったという自白はウソであり、有罪判決は誤りです。

証拠の万年筆は事件と無関係

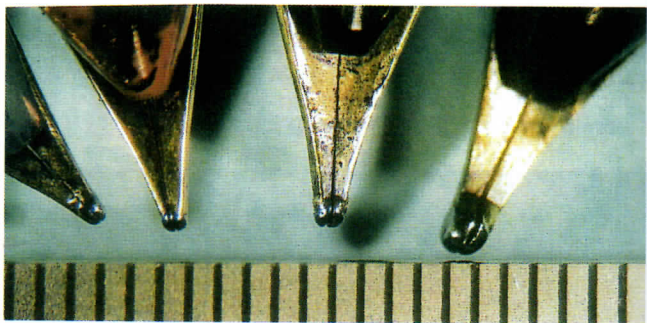


▲石川さん宅から発見された証拠の万年筆は細字のペン先。

▼証拠開示された調書に添付された「数字」。発見万年筆で書かれたもの。川窪鑑定は細字の万年筆で書かれていると指摘。



▲脅迫状の訂正箇所（「五月二日」「さのや」）
有罪判決は石川さんが被害者の万年筆で訂正したと認定した。川窪鑑定は中字の万年筆で書かれていると指摘。



▲万年筆（パイロットスーパー）のペンポイント。
左から細字、細字、中字、太字。

川窪鑑定

脅迫状訂正箇所とペン先が違う

犯人の残した脅迫状は身代金を持ってくる日付と場所が訂正されていました。有罪判決は、石川さんが殺害後、その場で被害者の万年筆を奪って、脅迫状のこれらの訂正をおこない、脅迫状を届けた後、自宅に持って帰ってカモイの上に置いていたと認定しました。しかし、万年筆の製造や修理を長年にわたっておこなってきた専門家の川窪鑑定人は、証拠の万年筆のペン先は「細字」であるが、脅迫状の訂正箇所の万年筆は中字のペン先であると鑑定しています。石川さんの家から発見された万年筆は、被害者のものでもなく、脅迫状の訂正に使われたものでもないのです。証拠の万年筆は事件とまったく関係のないねつ造された証拠です。

